

# 仕様書

## 1 業務名称

都島区魅力フォトコンテスト 2026 開催業務委託

## 2 事業目的

都島区役所は、令和7年度に「都島区魅力フォトコンテスト」を実施し、区民等とともに都島区の恵まれた自然環境・景観の美しさや魅力を発見・記録・共有した。

<https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000656728.html>

都島区に住み、働き、学び、遊ぶ方々が写真を撮ることで都島区の魅力を発見・共有し、また、その写真を見て新たな都島区の魅力を知ることによって愛着が醸成されることを期待し、令和8年度に子どもから大人までさらに多くの区民や都島区を訪れる方々が気軽に参加できる都島区魅力フォトコンテスト 2026 を開催する。

なお、本企画提案は、斬新なアイデアがあり、より多くの方に参加いただき、都島区の魅力を発信するコンテストとするため、民間事業者から広く企画提案を募集し、豊富な経験や知識と優れた技術を有した業務受注者(以下「受注者」という。)を選定するものである。

## 3 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

## 4 履行場所

本市指定場所

※個人情報及び応募作品(データ・プリント)を取り扱う場所においては、施錠保管、アクセス権限管理等、適切な安全管理措置を講じること。

## 5 業務内容

都島区魅力フォトコンテスト 2026 の開催

### (1) 都島区魅力フォトコンテスト 2026 の概要(予定)

都島区魅力フォトコンテスト 2026(以下「本コンテスト」という。)の概要は以下のとおり予定しているが、より魅力的なコンテストとなるよう提案を受け、受注者決定後に受注者と協議のうえ内容を決定する。

#### ① 募集写真

- ・都島区の魅力が感じられる景観写真であること。
- ・都島区の魅力に関する写真となるよう、テーマを決めるなど区民等が応募しやすくなるよう工夫を検討すること。また、子どもから大人まで幅広く参加ができるような企画にすること。

#### ② 応募資格

どなたでも可

### ③ 賞金等

- ・受託者は、本フォトコンテストの表彰にあたり、賞金を設定することができる。
- ・区分は、グランプリ、準グランプリのほか、幅広い世代の参加を促進できるよう、複数の部門賞を設定すること。
- ・受注者は、副賞および記念品を設定することができる。副賞および記念品の内容は、受託者による自由提案とする。
- ・賞金、副賞及び記念品に係る費用(総額)は、50,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする

### ④ 応募期間及び応募方法

- ・応募期間は、令和8年8月から12月を想定する。参加者が応募しやすい期間設定及び方法を提案すること。
- ・応募方法は次のア・イを基本とし、Web フォームによる受付を実施する際は、管理・運営にかかる経費を受注者が負担すること。(契約金額に含む。)

#### ア) Instagram による応募

※受注者で応募専用 Instagram アカウントを設定しても差し支えない。

※Instagram による応募の具体的運用(指定ハッシュタグ、メンション要否、公開設定、応募投稿の削除・非公開化があった場合の取扱い、入選連絡方法等)は、(2)③で作成する募集要項に明記すること。なお、区公式アカウントを活用する場合は、区公式アカウントの運用および応募者への連絡は発注者が行うので、受注者は投稿内容の提案を行うこと。

(参考)Instagram 区公式アカウント

- ・ソーシャルメディアサービス名:Instagram
- ・アカウント名:大阪市都島区役所
- ・ユーザーネーム:@sakura\_miyakko
- ・ページ:[https://www.instagram.com/sakura\\_miyakko/](https://www.instagram.com/sakura_miyakko/)

#### イ) 郵送等及び持参によるプリント写真応募

### ⑤ 表彰式等

- ・日時:令和9年1月(予定)
- ・開催場所:まるよし精肉店 都島区民センター ホール(大阪市都島区中野町 2-16-25)(予定)
- ・表彰式開催会場の会場利用料金については発注者が支払うため不要。会場利用料金以外に必要な経費(運営スタッフ、進行、設営撤去、展示、印刷物、記録撮影、音響・映像周辺手配、消耗品等)は、仕様書に別途定めがある場合を除き、受注者が負担すること(契約金額に含む)。

・なお、表彰状は発注者が作成する。受注者は、必要に応じて、表彰状に記載する受賞者情報等を発注者へ提供し、作成に協力すること。

## (2)管理運營業務

本コンテストの管理・運営を行う。

- ① 実施計画書(スケジュール、体制、運用フロー、リスク対応を含む)を作成し発注者に提出すること。
- ② 本コンテストを実施するための体制を構築し、体制表(役割分担、連絡体制、責任者)を提出すること。
- ③ 本業務の趣旨に沿った募集要項を作成すること。なお、募集要項の作成の際は、受注者が案を作成し、発注者と協議のうえ決定すること。

募集要項には、少なくとも以下の事項を盛り込むこと。

- ・ 本コンテストの趣旨、テーマ
- ・ 応募資格
- ・ 応募期間、応募方法(Instagram/郵送等及び持参)及び問い合わせ先
- ・ 応募点数上限(案を提示し協議のうえ決定)
- ・ 応募作品の要件(都島区の魅力が伝わること等)
- ・ 禁止事項・失格条件
  - ・ 第三者の著作権、肖像権、商標権その他の権利侵害に該当しないこと
  - ・ 法令又は公序良俗に反する内容でないこと
  - ・ 企業宣伝を主目的とする内容でないこと
  - ・ 政治目的、宗教、勧誘を意図する内容でないこと
  - ・ 危険行為を伴う撮影、立入禁止場所での撮影等、違法・不適切な撮影でないこと
  - ・ 合成や消去、生成 AI など、著しい加工や画像生成された作品は不可であること
  - ・ 未成年の応募で保護者の同意がないもの
  - ・ 未発表の条件
  - ・ 未発表又は、営利を目的としない個人的な Web サイトや SNS に掲載した作品であること
- ・ 権利関係(応募作品)
  - ・ 応募作品の著作権は応募者(作者)に帰属すること
  - ・ 応募者は、発注者及び発注者が指定する者に対し、応募作品を無償で利用(複製、上映、公衆送信、展示、印刷物・Web・SNS 等への掲載、広報目的での二次利用)することを許諾すること
  - ・ 発注者は、広報目的の範囲で、応募作品のトリミング、色調補正、文字入れ等の必要な加工を行うことがあること
  - ・ 人物、私有地・施設等が写る場合、応募者の責任において必要な同意等を得ること
  - ・ 応募に起因する第三者との紛争等が生じた場合は、応募者の責任と費用負担により

解決すること

- ・ 入選後対応
  - ・ 入選時に高解像度データ提出が必要となる場合の提出方法・期限
  - ・ 発注者又は受注者からの連絡に一定期間応答がない場合の取扱い
- ・ 審査方法・審査基準(案を提示し協議のうえ決定)
- ・ その他、運営する中で疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議のうえ決定すること。

### (3) 広報業務

広く区民等から作品を募集するための広報活動を行う。

発注者は、区広報誌及び区ホームページへの掲載、区内広報板への掲示、区 SNS での発信、区役所等へのチラシ配架を想定している。受注者は、これらに必要な素材制作及び、受注者の強みを持つ媒体を活用した広報提案(契約金額の範囲内で実施可能なもの)を行うこと。

- ① 発注者が区広報誌、区ホームページ、区広報板、区 SNS 等で本コンテスト PR を行うためのタイトル文字等、広報用デザインデータを作成し、データ(ai および jpeg)で納品すること。
- ② その他、多くの区民等から応募してもらえるような PR 方法を追加提案し、発注者と協議のうえ実施すること。

### (4) 作品の管理業務

- ・ 応募者から収集した作品(データ・プリント)及び応募者の個人情報、適切に管理し、漏えい、滅失、毀損等の防止措置を講じること。
- ・ 郵送等及び持参による応募作品(プリント)の受領・保管・返却(返却の有無含む)方針について、募集要項に明記すること。

### (5) 審査業務

応募作品の審査にあたり、審査員の選出等、審査に関する業務を行う。

- ① 審査員は、本コンテストの趣旨に合致する人物を 3 名程度選出し、発注者と協議のうえ決定すること。審査員に対して謝礼が必要な場合は、謝礼及び必要な費用の支払いも行うこと(契約金額に含む)。
- ② 審査に先立ち、応募作品の資格要件や応募情報の確認を行うこと。不備があった場合は応募者への連絡等の対応を行うこと。
- ③ 審査方法(一次審査・最終審査の有無、実施時期、実施形態)及び審査基準は、受注者が案を作成し、発注者と協議のうえ決定すること。

### (6) 表彰式等の開催(展示を含む)

入選作品について、作品展示及び表彰式を行う。

- ① 作品展示及び表彰式までの準備、当日の運営業務を行うこと。
- ② 入選者及び審査員に対し、表彰式に出席してもらうための連絡・調整を行うこと。

- ③ 展示方法(パネル化、額装、キャプション等)及び必要物品の手配は、発注者と協議のうえ決定すること。

#### (7) 独自性のある追加提案

発注者は、本コンテストの受賞作品の区広報誌、区ホームページ、区 SNS への掲載、カレンダー作成及び区役所庁舎内壁面へのパネル掲示により、区の魅力発信を行うことを想定している。

受注者は、本コンテスト受賞作品を活用し都島区の魅力を効果的にプロモーションする独自性のある手法・コンテンツについて、契約金額の範囲内で実現可能な提案・実施すること。実施する場合は、発注者と協議のうえ内容を決定する。

### 6 報告・成果物(納品物)

- ① 業務完了後、業務完了届を提出すること。
- ② 本コンテストの実施概要をまとめた業務実施報告書を作成し、業務完了届に添付すること(応募状況、広報実績、審査経過、入選結果、課題と改善提案等を含む)。
- ③ 応募作品については、次を納品すること。
  - ・ 郵送等及び持参による応募作品(プリント)の現物(取扱いは発注者と協議のうえ決定)
  - ・ 応募作品をスキャン等によりデータ化したもの(形式・解像度・命名規則・提出期限は、実施計画書又は発注者協議により決定)
- ④ 広報用デザインデータ、審査結果一覧、入選者連絡先一覧等、運営により作成した成果物一式を納品すること(個人情報の取扱いに留意)。
- ⑤ 上記①～④の提出については、データを記録した記憶媒体(CD-R)(納品データについては、ウィルスチェックに万全を期した上で、パスワード等でロックせず、編集が可能な状態にすること)により、持参もしくは送付にて納品すること。

### 7 契約金額

#### (1) 価格

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

※ただし、まるよし精肉店都島区民センターを表彰式会場として使用する場合は会場利用料金は発注者が負担する。

#### (2) 支払い

受注者からの請求に基づき、履行確認後に支払う。

### 8 再委託

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等  
イ 本コンテストの総合運営(募集要項作成、審査運営、表彰式運営の統括等)
- (2)受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3)受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5)受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 9 その他

- この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い円滑に業務を行うこと。

### 【個人情報の取扱い】

- 受注者が個人情報を取り扱う際は、発注者の個人情報保護に関する規程・関係法令を遵守すること。
- 受注者は、契約の終了と同時に、発注者の指示に従い、得られた情報(個人情報を含む。)等を発注者に引き渡したうえで廃棄しなければならない。
- 本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- 生成AIの使用にあたっては、「生成AI利用に関する特記仕様書」に記載の「生成AIの利用規定」を遵守すること。

### 【成果物の著作権】

- 受注者が本業務の遂行により作成した成果物(募集チラシ、バナー、報告書、運営資料等)

に係る使用権及び著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、発注者に帰属するものとする。成果物は当区広報紙、ホームページ、SNS 等に掲載を行う場合がある。

※ 応募作品の権利は「募集要項」の定めによる(著作権は作者に帰属し、市は無償利用許諾を受ける)。

## 10 担当

都島区役所 総務課(政策企画)1階 10 番窓口

〒534-8501 大阪市都島区中野町 2-16-20

TEL:06-6882-9683 FAX:06-6882-9787